# 2016年度(第66回)北海道アマチュアゴルフ選手権決勝競技兼(第71回)国民体育大会ゴルフ競技(成年男子)最終予選会

開催日:2016年6月11日(土)~14日(火)会 場:ザ・ノースカントリーゴルフクラブ

本競技においてはこのローカルルール・競技の条件と日本ゴルフ協会ゴルフ規則を適用する。

## ローカルルール

- 1. アウトオブバウンズは白杭で定める。(定義40)
- 2. No.16 ホールにおいて球がウォーターハザード、ラテラル・ウォーターハザード内にあることが分かっているか、ほぼ確実な場合、ゴルフ規則 26 に基づく処置、または追加の選択肢として、1 打の罰を加え指定ドロップ区域に球をドロップすることができる。
- 3. 修理地は青杭で囲み、その限界を定める。ただし、次のものを含む
  - (a) 張り芝の継ぎ目;規則付 I (A)3e を適用する

スルーザグリーンの張り芝の継ぎ目(その芝自体を除く)は修理地とみなされる。しかしながら、継ぎ目がプレーヤーのスタンスの障害となっていても、それ自体は規則 25-1 に基づく障害とはみなされない。球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則 25-1 に基づいて救済を受けることができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。(ゴルフ規則 164p 参照)

- (b) パッティンググリーンの奥行きを標示するためのペイントマーク及び、スルーザグリーンの芝草を短く 刈った区域にあるヤーデージのペイントマークは修理地とみなされる。しかしながら、ペイントマーク がプレーヤーのスタンスの障害となっていても、それ自体は規則 25-1 に基づく障害とはみなされない。 球がそのペイントマークの中にあるか、触れている場合、またはそのペイントマークが意図するスイン グ区域の障害となる場合、規則 25-1 に基づいて救済を受けることができる。
- 4. No.7 ホールのグリーン手前にあるバンカー内の花壇は、プレー禁止の修理地(スルーザグリーン)とし、その上に球がある場合に限り、ゴルフ規則 25-1b(i)を適用するか、または指定ドロップ区域に罰無しにドロップし、プレーしなければならない。 このローカルルールの違反の罰は、2 打。
- 5. 次のものは動かせない障害物とする
  - (a) 排水溝
  - (b)人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
  - (c) 動かせない障害物に接している他の動かせない障害物は一体の障害物とみなす。
  - (d)動かせない障害物に接し白線で繋がれた区域は、修理地ではなく、その障害物の一部とみなす。
  - (e) 障害物によって囲まれた部分はその障害物の一部である。
  - (f) № 18 ホールにある看板を固定するためのワイヤ。
- 6. No.4 ホールグリーン手前左側の防球ネット及び茶屋(青杭で囲む)、No.9 ホールのグリーン右側面を構築する 土留め用木材ならびに階段は動かせない障害物とし、これによる障害が生じた場合、ゴルフ規則 24-2b を適 用するか、または追加の選択肢として指定ドロップ区域に罰無しに球をドロップすることができる。
- 7. 電磁誘導カート用の2本のレールは、その2本のレールの全幅をもって1つのカート道路とみなす。 このカート道路によってプレーヤーのスタンスや意図するスイング区域に対して障害が生じる場合、あるが ままの状態でプレーするか、規則24-2bに基づく救済を受けるかどうかはプレーヤーの選択である。
  - 一方、球がこのカート道路上にある場合はあるがままの状態でプレーすることはできず、プレーヤーは規則 **24-2b** に基づく救済を受けなければならない。この場合、球のライだけでなく、スタンスや意図するスイン グ区域も含めて救済を受けなければならない。 このローカルルールの違反の罰は、**2** 打。
- 8. 次のものはコースと不可分の部分とする
  - (a) 巻網等で樹木に密着しているもの。
  - (b) ウォーターハザード内にある護岸用の構造物。
  - (c) No.6 ホールのバンカーの縁を構築している土留め用木材。
  - 9. パッティンググリーン上の芝張り替え跡は古いホールの埋め跡と同じステータスを持ち、規則 16-1c に基づき修理することができる。

10. 臨時の動かせない障害物については別途定める。

# 競技の条件

1. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

2. 使用クラブの規格

競技者が持ち運ぶドライバーは R&A 発行の最新の適合ドライバーヘッドリスト上に掲載されているクラブヘッドを持つものでなければならない。

この条件に違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰は競技失格。(ゴルフ規則 176p 参照)

3. 使用球の規格

競技者の使用球は R&A 発行の最新の公認球リストに掲載されているものでなければならない。 この条件の違反の罰は、競技失格。(ゴルフ規則 177p 参照)

4. プレーのペースについて (ゴルフ規則 6-7 注 2)

各ホールのプレーに許される時間の限度を記載した「タイムパー」をスタート時に配布するので、これに遅れないこと。特別な事情もないのにこの時間より遅れた場合(アウトオブポジション)、ストロークに要する許容時間を個別に計測する。

- ※アウトオブポジションに該当しなくても遅れが生じていると委員会が判断した組に対してはペース の回復を求めることがある。
- ※特定の競技者のペースが著しく遅い場合はその組がアウトオブポジションに該当しなくても、その 競技者に通知した上でショットに要する時間を計測し、罰則を適用することがある。
- (1)アウトオブポジションの定義

次の両方に該当したとき、その組はアウトオブポジションとなる。

- (a) あるホールのプレーを終えた時点で、スタートからそこまでの実際の所要時間の合計が、「タイムパー」に記載された時間を越えた場合。
- (b) 第2組以降の組では、前の組との間隔が1ホール以上(パー4のホールを基準)空いた場合。
- (2)アウトオブポジションとなった組に対する措置

あるホールを終えてある組が特別な事情がないのにアウトオブポジションとなった場合、委員会はホールとホールの間でその組全員に、アウトオブポジションとなったこと及び次のホールから各競技者のすべてのストロークに要する時間を計測することを通知する。

委員会がその組の各プレーヤーのストロークに要する時間を計測し(3)の許容時間を越えた場合、競技者に(4)の罰則が適用される。

例外:特別の事情(ルーリングや紛失球等)があったと委員会が判断した場合、委員会はその組に対して前の組との間隔を縮めるように求める。その結果、合理的な時間内に遅れを取り戻すことができれば、各競技者のストロークに要する時間は計測しない。

(3) ストロークに要する許容時間

原則:40秒

例外:パー3 ホールにおいて最初にプレーする競技者、パー4 とパー5 のホールにおいて第 2 打地点から最初にプレーする競技者、パッティンググリーン周辺やパッティンググリーンの上で最初にプレーする競技者のショットの許容時間は50 秒とする。

注:ストロークに要する許容時間の計測は、その競技者のプレーの順番が回ってきた時に開始する。 (4)罰 則

バッドタイム1回目 競技者は委員会によって(許容時間をオーバーしていることを)警告され、 さらにバッドタイム(許容時間をオーバーしていることを)となった 場合には罰が課せられることを告げられる。

バッドタイム2回目 1打の罰

バッドタイム3回目 更に2打の罰

バッドタイム4回目 競技失格

注:アウトオブポジションとなった組は、その後で遅れを取り戻しても、そのラウンド中の回数は持ち 越す。

- 5. プレーの中断と再開
  - (1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8b、c、d に従って処置すること。
  - (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間にいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格となる。
  - (3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断:短いサイレンを繰り返して通報する。または、本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。

険悪な気象状況による即時中断:1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開:1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

6. ホールとホールの間での練習禁止

ホールとホールの間では、競技者は最後にプレーしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。この条件の違反の罰は、次のホールに2打。正規のラウンドの最終ホールで違反があった場合はそのホールに対して罰を受ける。

7. 移動

正規のラウンド中、競技者はいかなる移動用の機器にも乗ってはならない。但し、キャディーの乗用を 認める。

この条件の違反の罰は、『ゴルフ規則付 I (B)8 移動』を適用する。(ゴルフ規則 183p 参照)

8. キャディー

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I (B)2』を適用する。(ゴルフ規則 179p 参照)

9. スコアカードの提出

本競技においてはエリア方式を採用する。

10. タイの決定

タイの決定方法は該当する競技規定に定めるが、使用ホールについては競技委員会によってゴルフコースで公表する。

11. 競技終了時点

競技規定では委員長の発表をもってと記載されておりますが、本選手権競技は、競技委員会の作成した成績表が掲示された時点をもって終了したものとみなす。

# 注 意 事 項

- 1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、倶楽部ハウス内並びにスターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
- 2. パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
- 3. 競技当日のスタート前の練習は指定練習場で行い、打放し練習場においては備付の球を使用し、1人コイン 1枚(25球)を限度とする。
- 4. 委員会が必要と認めた場合、フォアキャディーを配置し、旗を掲げて指示する。

赤旗: 落下地点に前の組がいるのでプレーしてはいけない。(必ず指示に従うこと)

白旗: 落下地点があいているので、プレーできる。

青旗: アウトオブバウンズまたは紛失の恐れがある。(暫定球のプレーを勧める)

- 5. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
- 6. 競技委員会は規則 33-7 に基づき、エチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることがある。

競技委員長 中澤 有史

# 臨時の動かせない障害物についてのローカルルール

# セガサミーカップの設営のための機材は、臨時の動かせない障害物(以下TIO という)とする。

#### 1.定 義

臨時の動かせない障害物(以下TIOという)とは恒久的なものではない人工の物であって、競技開催に伴って臨時に設けられることが多く、固定されていたり容易には動かせないものである。

TIO を支えるワイヤは、その TIO の一部である。

#### 2.障 害

次の場合にTIO による障害が生じたという。

- (a)球がTIOの前にあり、しかもそれに近接しているために、そのTIOがプレーヤーのスタンスや意図するスイングの区域の妨げになる場合
- (b)球がTIOの中、上、下にある、あるいはTIOの後にあるために、そのTIOの一部が球とホールのちょうど間に介在していて、かつプレーの線上にあるとき。このような介在が生じている箇所から、ホールから等距離に沿って1クラブレングス以内に球があるときも障害が生じていることになる。
- 注:球が TIO の最も外側のふちの下にある場合、そのふちが地面に向けて下に延びていなくても、その球は TIO の下にある球である。

# 3.救 済

プレーヤーは、TIO(アウトオブバウンズにある TIO を含む)による障害から次の救済を受けることができる。 救済を受ける場合には、

# (a)スルーザグリーン

球がスルーザグリーンにあるときは、(a)ホールに近づかず、(b)このローカルルールの2項に示す障害を避けられる、(c)ハザード内でもパッティンググリーン上でもない場所で、球のある箇所に最も近い地点をコース上に決めなければならない。プレーヤーは球を拾い上げ、その地点から1クラブレングス以内で、前記の(a)、

(b)、 (c)の3条件を満たすコース上の箇所に罰なしにドロップしなければならない。

#### (b)ハザード内

球がハザード内にあるときは、プレーヤーは球を拾い上げて、次のどちらかの処置をとらなければならない。 (i)罰なしに、完全な救済を受けられるコース上の最も近い箇所をハザード内に決めなければならないという 点と、球もそのハザード内にドロップしなければならないという点を除き、他はすべて前記 3(a)に準じてドロップ。完全な救済を受けることができないときは、そのハザード内で最大限の救済を受けられるコース上の箇所に、ドロップ。

- (ii)1打の罰のもとに、そのハザードの外にドロップ。この場合、(a)ホールに近づかず、(b)このローカルルールの2項に示す障害が避けられ、しかも(c)ハザード内でない所で、球のあった箇所に最も近い地点をコース上に決めなければならない。プレーヤーはその地点から1クラブレングス以内で、前記の(a)、(b)、(c)の3条件を満たすコース上の箇所にドロップしなければならない。
- 3項に基づき拾い上げた球はふくことができる。
- 注1: 球がハザード内にある場合、このローカルルールにかかわらず、プレーヤーは規則 26 か、規則 28 のどちらか適用できる規則により処置することができる。
- 注 2: このローカルルールによりドロップしなければならない球がすぐには取り戻せない場合は、別の球に取り替えることができる。
- 注3:委員会は次のようなローカルルールを作ることができる。
  - (a)TIO よりの救済を受ける際に、指定ドロップ区域を使用することをプレーヤーに認めたり、その使用をプレーヤーに要求するローカルルール
  - (b)このローカルルールの3項により決定した地点の、TIOをはさんだ反対側に拾い上げた球をドロップすることを(それ以外の点についてはこのローカルルールの3項に従っていることを条件として)、追加の救済処置としてプレーヤーに認めるローカルルール
  - 例外: プレーヤーの球が TIO の(中や上や下ではなく)前か後ろにある場合で次のときには、プレーヤーはこの ローカルルールの 3 項による救済を受けることはできない。
  - (1)TIO 以外の物による障害のために、ストロークをすることが(「介在」の場合には、ホールと球を結んだ直線上に球を運んで行くようなストロークをすることが)明らかに無理なとき。
  - (2)TIO による障害が明らかに不合理なストローク、不必要に異常なスタンスやスイング、プレーの方向をとる

ことによってだけ起きるようなとき。

(3)「介在」の場合では、その TIO に届くほど、プレーヤーが球をホールに向けて遠くに打つことができると 期待するのは明らかに無理と思われるとき。

前記の例外により救済を受けることができないプレーヤーは、球がスルーザグリーンやバンカー内にあるとき、適用できるのであれば規則 24-2b に規定する救済を受けることができる。球がウォーターハザード内にあるときは、プレーヤーは救済のニヤレストポイントをそのウォーターハザード内に決めなければならないという点と、その球はそのウォーターハザード内にドロップしなければならないという点を除き、24-2b(i)に従って、球を拾い上げてドロップするか、規則 26-1 の処置をとることができる。

# 4.TIO の中で見つからない球

見つかっていない球が TIO の中や上、下にあることが分かっているか、ほぼ確実な場合、プレーヤーは、適用できる場合、このローカルルールの 3 項に従って球をドロップすることができる。なお、このローカルルールの 3 項の適用に限っては、球がその TIO の最も外側の縁を最後に横切った地点にその球はあったものとみなされる(規則 24-3)。

競技委員長